

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年3月6日条例第3号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員を除く。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員を除く。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定</p>

新

第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きた在職期間には含まないものとする。

- (1) 省略
- (2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「他の地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該他の地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該他の地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該他の地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該他の地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているもの \_\_\_\_\_ の公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与

旧

\_\_\_\_\_において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きた在職期間には含まないものとする。

- (1) 省略
- (2) 他の地方公共団体 \_\_\_\_\_ で、退職手当に関する規定 \_\_\_\_\_ において、当該地方公共団体 \_\_\_\_\_ 以外の地方公共団体 \_\_\_\_\_ の公務員又は地方公社若しくは公庫等( \_\_\_\_\_ 国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。) \_\_\_\_\_ に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「地方公社等職員 \_\_\_\_\_ 」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該地方公共団体 \_\_\_\_\_ の公務員となつた場合に、当該地方公共団体 \_\_\_\_\_ 以外の地方公共団体 \_\_\_\_\_ の公務員又は地方公社等職員 \_\_\_\_\_ としての勤続期間を当該地方公共団体 \_\_\_\_\_ の公務員としての勤続期間に通算することと定めているもの(以下「通算制度を有する地方公共団体」という。)の公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方公社で \_\_\_\_\_、退職手当(これに相当する給与

新	旧
<p>を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の<u>一般地方独立行政法人等職員</u>が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は<u>一般地方独立行政法人等</u>の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該<u>一般地方独立行政法人又は地方公社</u>に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の<u>一般地方独立行政法人等職員</u>としての勤続期間を当該<u>一般地方独立行政法人又は地方公社</u>に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの_____に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「<u>特定一般地方独立行政法人職員</u>」又は「<u>特定地方公社職員</u>」という。)となるため退職し、かつ、<u>引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員</u>として在職した後引き続いて再び<u>特定地方公務員</u>となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の<u>一般地方独立行政法人等職員</u>が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は<u>一般地方独立行政法人等</u>の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の<u>一般地方独立行政法人等職員</u>としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの_____に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「<u>特定公庫等職員</u>」という。</p>	<p>を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の<u>地方公社等職員</u>_____が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は<u>地方公社若しくは公庫等</u>の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該<u>地方公社</u>に_____使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の<u>地方公社等職員</u>としての勤続期間を当該<u>地方公社</u>に_____使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの(以下「<u>通算制度を有する地方公社</u>」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「<u>特定地方公社職員</u>」_____という。)となるため退職し、かつ、<u>引き続き特定地方公社職員</u>_____として在職した後引き続いて再び<u>特定地方公務員</u>となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の<u>地方公社等職員</u>_____が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は<u>地方公社若しくは公庫等</u>の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の<u>地方公社等職員</u>_____としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの(以下「<u>通算制度を有する公庫等</u>」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「<u>特定公庫等職員</u>」という。</p>

新	旧
<p> )となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(4) <u>特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員</u>（以下「<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>」という。）が、<u>一般地方独立行政法人等</u>の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>となるため退職し、かつ、引き続き<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(7) 省略</p> <p>6 <u>移行型一般地方独立行政法人</u>（<u>地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。</u>）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて<u>特定一般地方独立行政法人職員</u>となつた者に対する前項第2号の規定の適用については、<u>同条第2項の</u></p>	<p> )となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(4) <u>特定地方公社職員</u>又は<u>特定公庫等職員</u>（以下「<u>特定地方公社等職員</u>」という。）が、<u>地方公社又は公庫等</u>の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、<u>特定地方公社等職員</u>としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、<u>特定地方公社等職員</u>となるため退職し、かつ、引き続き<u>特定地方公社等職員</u>として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(7) 省略</p>

新	旧
<p><u>規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。</u></p> <p>7 <u>前各項</u>の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。</p> <p>8 省略</p> <p>9 第10条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、<u>前各項</u>の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。</p> <p>（<u>一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例</u>）</p> <p>第7条の4 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>となるため退職し、かつ、引き続き<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>として在職した後引き続き再び職員となつた者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>2 <u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>が、<u>一般地方独立行政法人等</u>の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>としての引き続いた在職期間を含むものとする。</p> <p>3 前2項の場合における<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>とし</p>	<p>6 <u>前5項</u>の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。但し、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。</p> <p>7 省略</p> <p>8 第10条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、<u>前7項</u>の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。</p> <p>（<u>特定地方公社等</u>から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）</p> <p>第7条の4 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて<u>特定地方公社等職員</u>となるため退職し、かつ、引き続き<u>特定地方公社等職員</u>として在職した後引き続き再び職員となつた者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>2 <u>特定地方公社等職員</u>が、<u>地方公社又は公庫等</u>の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の<u>特定地方公社等職員</u>としての引き続いた在職期間を含むものとする。</p> <p>3 前2項の場合における<u>特定地方公社等職員</u>とし</p>

新	旧
<p>ての在職期間については、第7条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。</p> <p>(1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引</p>	<p>ての在職期間については、第7条（第5項_____を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定地方公社等職員_____としての在職期間として計算するものとする。</p> <p>(1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定地方公社等職員_____となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員_____として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定地方公社等職員_____となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員_____として在職した後引き続いて再び職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定地方公社等職員_____としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定地方公社等職員_____となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員_____として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定地方公社等職員_____としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 特定地方公社等職員_____が、地方公社又は公庫等_____の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定地方公社等職員_____となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員_____として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引</p>

新	旧
<p>き続いて職員となつた場合においては、先の特<u>定一般地方独立行政法人等職員</u>としての引き続いた在職期間の始期から後の<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p>	<p>き続いて職員となつた場合においては、先の特<u>定地方公社等職員</u>としての引き続いた在職期間の始期から後の<u>特定地方公社等職員</u>としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p>
<p>(6) 省略</p>	<p>(6) 省略</p>
<p>4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>となつた場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>	<p>4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて<u>特定地方公社等職員</u>となつた場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて<u>特定地方公社等職員</u>となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>
<p>5 <u>地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</u></p>	
<p>6 <u>移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。</u></p>	
<p>7 省略</p>	<p>5 省略</p>
<p>(職員以外の地方公務員等となつた者の取扱い) 第14条 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算され</p>	<p>(職員以外の地方公務員等となつた者の取扱い) 第14条 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定____により職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算され</p>

新	旧
ることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。	ることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年12月25日条例第50号）の一部改正 第2条に係る部分

新	旧
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定の準用にに基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律</u>（昭和27年法律第289号）<u>第3条第4号</u>の職員以外のもの（以下「技能労務職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>（退職手当）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号の一に該当する者には、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律</u>第11条の規定に該当し、退職させられた者</p> <p>3～6 省略</p> <p>（育児休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第15条の2 省略</p> <p>2 第12条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、<u>基準日以前6箇月以内</u>の期間において勤務した期間（知事が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>3 省略</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定の準用にに基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、<u>地方公営企業労働関係法</u>（昭和27年法律第289号）<u>第3条第2項</u>の職員以外のもの（以下「技能労務職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>（退職手当）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号の一に該当する者には、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>地方公営企業労働関係法</u>第11条の規定に該当し、退職させられた者</p> <p>3～6 省略</p> <p>（育児休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第15条の2 省略</p> <p>2 第12条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、<u>基準日以前3箇月以内</u>（基準日が12月1日であるときは、<u>6箇月以内</u>）の期間において勤務した期間（知事が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>3 省略</p>

愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月20日条例第38号）の一部改正

第3条に係る部分

新	旧
<p>（退職手当）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当し退職させられた者</u></p> <p>3～5 省略</p>	<p>（退職手当）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>地方公営企業労働関係法</u>（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当し退職させられた者</p> <p>3～5 省略</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月15日条例第4号）の一部改正

第4条に係る部分

新	旧
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう</u>。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、調整手当（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第9条の3に規定する調整手当を除く。）及び期末手当。以下この項において同じ。）のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（<u>地方公営企業労働関係法</u>（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、調整手当（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第9条の3に規定する調整手当を除く。）及び期末手当。以下この項において同じ。）のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2・3 省略</p>

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月21日条例第2号）の一部改正

第5条に係る部分

新	旧
<p>（職務復帰後における給与等の取扱い）</p> <p>第6条 育児休業をした職員（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員を除く。</u>第8条から第10条までにおいて同じ。）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日（以下「復帰の日」という。）又は復帰の日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（<u>子の保育の</u>ために職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第3条第2項の規定又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第4条第2項の規定による有給休暇の許可を与えられている職員については、2時間から当該有給休暇として与えられている時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>（職務復帰後における給与等の取扱い）</p> <p>第6条 育児休業をした職員（<u>地方公営企業労働関係法</u>（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員を除く。第8条から第10条までにおいて同じ。）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日（以下「復帰の日」という。）又は復帰の日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（<u>生後1年に満たない生児を育てる</u>ために職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第3条第2項の規定又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第4条第2項の規定による有給休暇の許可を与えられている職員については、2時間から当該有給休暇として与えられている時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p>

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月25日条例第47号）の一部改正

第6条に係る部分

新	旧
<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（<u>企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する</u></p>	<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（<u>企業職員（地方公営企業労働関係法</u></p>

新	旧
<p>法律（昭和27年法律第 289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）が派遣先団体において従事する業務が県の委託を受けて行う業務、県と共同して行う業務若しくは県の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により県の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの（以下「県委託等業務」という。）である場合又は県委託等業務（これに相当する県以外の地方公共団体に係る業務を含む。）が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100分の 100以内を支給することができる。</p>	<p>____（昭和27年法律第 289号）第3条第2項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）が派遣先団体において従事する業務が県の委託を受けて行う業務、県と共同して行う業務若しくは県の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により県の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの（以下「県委託等業務」という。）である場合又は県委託等業務（これに相当する県以外の地方公共団体に係る業務を含む。）が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100分の 100以内を支給することができる。</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年 3 月 18 日条例第 1 号）の一部改正

第 7 条に係る部分

新	旧
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）  第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第 289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表の給料表を適用する。  2～5 省略</p>	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）  第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業労働関係法_____（昭和27年法律第 289号）第3条第2項の職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表の給料表を適用する。  2～5 省略</p>